

## 大阪市告示第633号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

### 1 実施区域

旭区

### 2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり）

### 3 検査の期日及び場所

令和7年

検査月日	曜日	検査場所	所在地
6月4日	水	旭陽中学校 (北門付近)	高殿5丁目9番31号
6月6日	金	大宮小学校 (西門付近)	大宮4丁目9番16号
6月10日	火	生江小学校 (南門付近)	生江1丁目10番21号
6月16日	月	新森小路小学校 (北東門付近)	新森6丁目3番13号
6月18日	水	旭区保健福祉センター分館 (庁舎前駐車場)	森小路2丁目5番26号

検査時間は各日、午前10時30分から午後3時まで

### 4 検査が中止となる事項

検査月日当日の午前7時以降検査時間前に大阪管区気象台が大阪市内に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されている場合は検査月

日当日の検査を中止する。

また、検査時間内において同警報が発表された場合は、発表時点から検査月日  
当日の検査を中止する。

その他、定期検査を中止するときは、大阪市ホームページ等で掲載する。

#### 5 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

#### 6 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他  
特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪  
市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話06-6577  
-5884)まで問い合わせたい。

(経済戦略局計量検査所)